

環境整備課からお知らせ

【野焼き（野外焼却）は原則禁止です！】

ごみ（廃棄物）の野外焼却行為は法律で「原則禁止」になっていきます。状況によっては罰則の対象になる場合があります。

野焼きについての注意点はつぎのとおりです。

- ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却は、野焼きと同じです。
- 小型焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

野焼きによって「煙や悪臭で困っている」、「干していた洗濯物に煙の臭いがついてしまった」などの苦情が町に寄せられています。

また、**風が強く乾燥した日の屋外焼却は火災につながるおそれがあります。**

つぎに挙げた焼却行為は禁止の例外となっていますが、例外となる焼却行為で

あっても、周辺環境に最大限の配慮をして行わなければなりません。近隣の方へ迷惑にならないよう、十分に注意してください。

- 伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為（どんど焼き、火祭りなど）
- 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為（キャンプファイヤーなど）
- 災害時の応急対策のために行うものなど

ごみは燃やさずに、分別ルールに従って、町の収集に出すようみなさんのご協力をお願いします。

【飼っている犬や猫について】

適切な飼育をしましょう

- 適切な飼育をしましょう
飼い犬や猫は適切な飼育によって、10年以上を共に過ごすことができます。
- 首輪に名札を付けるなど

して、身元が分かるようにしましょう。

- 繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。
- 健康でいられるように、健康診断や感染症予防ワクチン接種をしましょう。
- 飼育できない事情ができた場合は、引き取ってくれる人を探しましょう。

これらのことを守り、愛情をもって飼育しましょう。愛玩動物（ペット）を遺棄したり、虐待したりすることは犯罪です。

- 感染症を予防しましょう
新型コロナウイルスは人から犬や猫にも感染することが確認されているため、飼い主からペットに感染をさせないように、飼い主の日頃からの感染症予防対策が大切です。また、新型コロナウイルスがペットから人へ感染したことは確認されていませんが、他の動物由来の感染症予防も兼ねて、動物と接触した後は、

手洗いや手指消毒を心掛けてしましょう。

- 犬を散歩するときのマナーを守りましょう
犬の健康のために、日常的な散歩は大切なことです。
- リードで抑制して、他人の迷惑となる場所で排泄させないようにしましょう。
- 飼い犬の糞は必ず持ち帰り、尿は水で流しましょう。

これらのことを守り、飼い主や近隣の人にとっても、気持ちのいいものにしていきましょう。

- 猫を室内で飼育しましょう
猫にとって家の外は、病気や交通事故などの危険が沢山あります。また、糞尿などで近隣とのトラブルの要因にもなります。室内で飼育することによって、そうした危険から猫を守り、近隣とのトラブルを避けることができます。

【飼い主のいない猫について】

餌を与える前に考えましょう

飼い主のいない猫がお腹を空かせているのを見かけ、餌を与えたくなることはありませんか？
動物の命は大切にしなければなりません。適切に餌を与えてあげることなどができなければ、周囲の人とのトラブルになったり、衛生環境の悪化を招いたり、望まれない繁殖を繰り返し、結果的に可哀な猫を増やしてしまうことになります。

- 餌を与える場所は、周囲の人や場所の管理者から理解を得るようにしましょう。
- 餌を与える時間を決めておき、食べきれぬ量を与えましょう。
- 餌を置きっぱなしにしたり、ばらまいて置かないよう

《次ページへ続く》